吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領

(目的)

- 第1条 この要領は、障害児・者の相談支援体制の強化とサービスの質の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する特定相談支援事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を実施する事業所(以下「相談支援事業所」という。)を運営する法人に対し補助金を交付することにより、障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案(以下「サービス等利用計画案等」という。)の普及を促進し、もって障害児・者の福祉の増進を図ることを目的とする。(補助金)
- 第2条 補助金は次に掲げるものとする。
 - (1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金
 - (2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金
 - (3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付対象は、次に掲げる補助の種別に応じ、当該各号に定める要件を全て満たしている相談支援事業所とする。
 - (1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金
 - ア 市内の新規開設又は既存相談支援事業所が、障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「計画相談支援等」という。)を専従で行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運

営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第 3 条に規定する相談支援専門員(以下「相談支援専門員」という。)を新たに 1 人配置し従事させ、新規契約利用者に係るサービス等利用計画案等を作成すること。

- イ 2年以上継続的に、当該法人が運営する市内の相談支援事業所で相談支援 専門員として勤務する見込みであること。
- (2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金
 - ア 市内の新規開設又は既存相談支援事業所が、計画相談支援等を専従で行う、 相談支援専門員を雇用すること又は雇用していること。
 - イ 「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成 18 年 4 月 21 日障発第 021001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する相談支援事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)を修了した日の属する年度の翌年度の4月1日までに、当該法人が運営する市内の相談支援事業所に相談支援専門員として勤務すること。
 - ウ 相談支援専門員として、2年以上継続的に、当該法人が運営する市内の相談支援事業所で相談支援専門員として勤務する見込みであること。
 - エ 初任者研修を修了した日の属する月から1年以内に、サービス等利用計画 案等を39件を目標に作成すること。
- (3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金
 - ア 本市において相談支援事業所の指定を受けて、市長が別に定める日までに 計画相談支援等の事業を開始すること。
 - イ 本市で計画相談支援等の事業を継続する意思があること。
 - ウ 本市全域を対象として支援を行うこと。
 - エ 障害種別や年齢に関わらず支援を行うこと。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げる補助の種別に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金は、利用者に係

- るサービス等利用計画案等の新規作成1件当たり50,000円とする。ただし、1 相談支援事業所につき、申請日の属する年度の上限は400,000円とする。
- (2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金は、初任者研修の受講料全額とする。
- (3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金は、2年間を上限とし、1相談支援事業所につき月額 30,000 円を上限とし、賃貸期間の月数を乗じて得た額又は相談支援事業所の賃貸期間における賃借料(共益費を含む。)のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる補助の種別に応じた申請 書に、当該各号に定める書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなけれ ばならない。
 - (1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金
 - ア 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書 (様 式第1号)
 - イ 初任者研修の修了を証する書類の写し
 - ウ 相談支援専門員経歴書の写し
 - エ 雇用関係確認書類の写し
 - 才 組織体制図
 - カ 新規利用者に係る利用契約書及びサービス等利用計画案等の写し
 - キ 当該サービス等利用計画案等の作成日ごとのサービス等利用計画案等を作成している利用者を記載した利用者一覧表(様式第2号)
 - ク その他市長が必要と認める書類
 - (2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金
 - ア 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請書(様式第5号)
 - ア 初任者研修の受講料を支払ったことを証する書類の写し

- イ 初任者研修の修了を証する書類の写し
- ウ 人員の配置要件に係る誓約書(様式第6号)
- エ その他市長が必要と認める書類
- (3)吹田市相談支援事業所借上費補助金
 - ア 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請書 (様式第9号)
 - イ 事業計画書及びこれに伴う収支予算書(指定特定相談支援事業、指定障害 児相談支援事業のもの)の写し
 - ウ 運営規定の写し
 - エ 相談支援事業所として使用する家屋に係る賃借料が記載されている書類の写し
 - オ 相談支援事業所の運営状況に関する資料(相談支援事業所の概要、財産目録、事業所の平面図、組織体制図)
 - カ 計画相談支援等に従事する相談支援専門員の一覧
 - キ 賃借料を支払ったことを証する書類の写し
 - ク その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当 と認めたものについて補助金を決定し、申請者に対し次に掲げる補助の種別に応 じた補助金交付決定通知書により通知する。
 - (1)吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書 (様式第3号)
 - (2)吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付決定通知書(様式第7号)
 - (3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付決定通知書(様式第 10 号) (補助金の交付請求)
- 第7条 前条の補助金交付決定通知書を受けた者は、次に掲げる補助の種別に応じ

た補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

- (1) 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書(様 式第4号)
- (2) 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付請求書(様式第8号)
- (3) 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付請求書(様式第11号)

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当 と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第9条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。この場合において、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(補助事業者の責務)

- 第 10 条 補助事業者は、市が依頼する計画相談支援等及びサービス等利用計画案等作成を実施するため、補助金を交付決定した時点での、計画相談支援等に必要な相談支援専門員の確保及び管理に留意して補助事業を行わなければならない。 (帳簿等の整備)
- 第 11 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。また、補助事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助 事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。 (補助の取消し等)

- **第 13 条** 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) この要領に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第14条 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部 長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(申請先) 吹田市長

所在地 法人名 代表者 電話番号

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金の交付を吹田市障害 児・者相談支援体制整備補助金交付要領第5条第1号の規定により、次のとおり申 請します。

1 交付申請額

金 円

- 2 添付書類
 - (1) 初任者研修の修了を証する書類の写し
 - (2) 相談支援専門員経歴書の写し
 - (3) 雇用関係確認書類の写し
 - (4)組織体制図
 - (5) 新規利用者に係る利用契約書及びサービス等利用計画案の写し
 - (6) 利用者一覧表(様式第2号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

利用者一覧表

種別	番号	受給者証番号	利用者氏名	計画案作成日
	1			
サート	2			
ビ	3			
等	4			
利 用 計	5			
	6			
画案	7			
	8			
		合計		件

種別	番号	受給者証番号	利用児童氏名	計画案作成日
	1			
障 が	2			
い 児	3			
支援利用計画案	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
合計			件	

総計	件
----	---

様式第3号(第6条関係)

吹福障第 号

年 月 日

(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金は、吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第6条第1号の規定により、次のとおり通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付決定の条件

同要領第3条第1号の要件を遵守すること。

(請求先) 吹田市長

所在地

代表者

電話番号

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 金 額

金

円

2 口 座

下記の口座に振り込んでください。

	金融機関名			支店名	7 1		種目					
					1	1 普通預金 2 当座預金				3	その他	
口座振替	金融機関コード		店	舗コー	- F		口座番号					
依頼書												
	フリ	ガナ									·	
	口座名	名義人										

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

(申請先) 吹田市長

所在地 法人名 代表者 電話番号

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請書

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金の交付を吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第5条第2号の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金

- 2 添付書類
 - (1) 初任者研修の受講料を申請者が支払ったことを証する書類の写し
 - (2) 初任者研修の修了を証する書類の写し
 - (3) 人員の配置要件に係る誓約書 (様式第6号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(宛先) 吹田市長

所在地 法人名 代表者 電話番号

人員の配置要件に係る誓約書

吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第3条第2号の規定に基づき、人員の配置要件について、下記のとおり満たすよう誓約をいたします。

法人名				
事業所名				
事業所所在地				
相談支援従事者名				
勤務期間	年	月	日から2年以上	

上記に係る条件を満たさない場合は、障がい福祉室と協議のうえ、人員の配置要件を満たすよう当該事由の発生した日から2年以内に必要な措置を講じます。

様式第7号(第6条関係)

吹福障第 号

年 月 日

(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金は、吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第6条第2号の規定により、次のとおり通知します。

1 交付金額

金 円

2 交付決定の条件

同要領第3条第2号の要件を遵守すること。

(請求先) 吹田市長

所在地

法人名

ÉD

代表者

電話番号

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった受講料補助 金を次のとおり請求します。

1 金額

金

円

2 口 座

下記の口座に振り込んでください。

	金融機関名	支店名	種目							
			1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
口座振替	金融機関コード	店舗コード	口座番号							
依頼書										
	フリガナ									
	口座名義人									

様式第9号(第5条関係)

年 月 日

(申請先) 吹田市長

所在地 法人名 代表者 電話番号

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請書

吹田市相談支援事業所借上費補助金の交付を吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第5条第3号の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金

(月額 円 か月)

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書及びこれに伴う収支予算書の写し (指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業のもの)
 - (2) 運営規定の写し
 - (3) 相談支援事業所として使用する家屋に係る賃借料が記載されている書類の写し
 - (4) 相談支援事業所の運営状況に関する資料

(相談支援事業所の概要、財産目録、事業所の平面図、組織体制図)

- (5) 計画相談支援等に従事する相談支援専門員の一覧
- (6) 賃借料を支払ったことを証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第6条関係)

吹福障第 号

年 月 日

(年)

所在地

法人名

代表者 様

吹田市長

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の吹田市相談支援事業所借上費補助金は、 吹田市障害児・者相談支援体制整備補助金交付要領第6条第3号の規定により、次 のとおり通知します。

1 交付金額

金

2 交付決定の条件

同要領第3条第3号の要件を遵守すること。

(請求先) 吹田市長

所在地

法人名

印

代表者

電話番号

吹田市相談支援事業所借上費補助金交付請求書

年 月 日付け 吹福障第 号で決定通知のあった事業所借上 費補助金を次のとおり請求します。

1 金 額

金

円

2 口 座

下記の口座に振り込んでください。

	金融機関名			支店名	苕		種目						
					1	普通預金	È 2	当座	預金	3	その他		
口座振替	金融機関コード		J	店舗コー	- F	口座番号							
依頼書													
	フリ	ガナ											
	口座	名義人											